



平成18年5月26日

各 位

会社名 三光産業株式会社

代表者名 代表取締役社長 山原剛之

(JASDAQ・コード7922)

問合せ先

役職・氏名総務本部長 平井 孝正

電話03-3403-8134

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第46回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)が施行されたことに伴い、その規定に適応させるための変更、新設、削除を行うもので、その主な内容は次のとおりであります。
 - ①株券の発行に関する定めが必要なため、規定を新設するものであります。(第8条)
 - ②取締役会において、書面決議が認められることに伴い、経営の意思決定の迅速化・効率化を図るため、規定を新設するものであります。(第25条)
 - ③定款の定めにより、社外取締役、社外監査役および会計監査人の責任限定契約が認められることに伴い、規定を新設するものであります。(第29条、第41条、第46条)
 - ④取締役の解任決議につきまして、決議要件を加重するものであります。(第19条)
- (3)取締役会の決議をもって取締役および監査役の会社に対する責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めることができることになっております。

これに伴い、取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できるように規定を新設（第 28 条、第 40 条）するものであります。

(4) その他、上記の変更等に伴い、規定の整備、条文の加除による条数の変更等所要の手当てを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日（木）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日（木）

以 上

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 (公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p>	<p>第1章 総 則 (公告方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>
<p>第2章 株 式 (発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当会社の<u>発行する株式の総数</u>は、1,520万株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じるものとする。</u></p>	<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当会社の<u>発行可能株式総数</u>は、1,520万株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(自己株式の取得)	(自己株式の取得)
第6条 当会社は、商法第211条ノ3第1項 第2号の定めにより、取締役会決議 をもって自己株式を買受けることが できる。	第6条 当会社は、取締役会の決議によつ て市場取引等により自己株式を取得 することができる。
(一単元の株式の数)	(単元株式数)
第7条 当会社の1単元の株式の数は、 1,000株とする。	第7条 当会社の1単元の株式数は、1,000 株とする。 (削除)
(単元未満株券の不発行)	
第8条 当会社は、1単元の株式の数に満 たない株式（以下単元未満株式とい う。）に係る株券を発行しない。	
(新設)	
(株式取扱規則)	(株券の発行)
第9条 当会社の株券の種類、株式の名義 書換、質権の登録及び抹消、信託財 産の表示及び抹消、株券の再発行、 株券喪失登録、単元未満株式の買取 り、その他株式に関する手続き及び 手数料については、取締役会の定め る株式取扱規則による。	第8条 当会社は、株式に係る株券を発行 する。 ② 前項の規定にかかわらず、当会社 は単元未満株式に係る株券を発行し ないことができる。
(名義書換代理人)	(株式取扱規則)
第10条 当会社は、株式につき名義書換代 理人を置く。 ② 当会社の名義書換代理人及びその 事務取扱場所は、取締役会の決議に より選定する。	第9条 当会社が発行する株券の種類なら びに株主名簿、株券喪失登録簿およ び新株予約権原簿への記載または記 録、単元未満株式の買取り、その他 株式または新株予約権に関する取扱 い、株主の権利行使に際しての手続 き等及び手数料については、法令ま たは定款に定めるもののほか、取締 役会において定める株式取扱規則に よる。
	(株主名簿管理人)
	第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 当会社の株主名簿管理人及びその 事務取扱場所は、取締役会の決議に よって選定し、公告する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 当会社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株券の再発行、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、<u>名義書換代理人</u>に取扱わせる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、<u>株主名簿管理人</u>に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>② 当会社の株主総会は、本店の所在地及びその隣接地または東京都千代田区において招集する。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。</p>
	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(招集者及び議長) 第13条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、 <u>その議長となる。</u> ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	(招集者及び議長) 第13条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が召集する。 ② 当社の株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。
(決議) 第14条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 ② 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれをを行う。	(決議) 第14条 (現行どおり) ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれをを行う。
(議決権の代理行使) 第15条 当会社の株主またはその代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 ② 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。 ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。
第4章 取締役及び取締役会 (新 設)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置) 第16条 当会社は取締役会を置く。

現 行 定 款	変 更 案
(員数) 第16条 当会社の取締役は、9名以内とする。	(員数) 第17条 (現行どおり)
(選任) 第17条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。	(選任) 第18条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。
② 当会社の取締役の選任について は、累積投票によらないものとする。 (新設)	(取締役の解任) 第19条 当会社の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(任期) 第18条 当会社の取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第20条 当会社の取締役の任期は、就任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② (現行どおり)
② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。 (代表取締役及び役付取締役) 第19条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。	(代表取締役及び役付取締役) 第21条 (現行どおり) ② (現行どおり)
② 当会社は、取締役会の決議により取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。	

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集者及び議長) 第20条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。 ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	(取締役会の招集者及び議長) 第22条 (現行どおり) ② (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第21条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前に発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第23条 (現行どおり)
(取締役会の決議方法) 第22条 当会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。 (新 設)	(取締役会の決議方法) 第24条 (現行どおり)
(取締役会規則) 第23条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。	(取締役会の決議の省略) 第25条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
(報酬及び退職慰労金) 第24条 当会社の取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。	(取締役会規則) 第26条 (現行どおり)
	(報酬等) 第27条 当会社の取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第28条 当会社は、取締役会の決議によつて、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(社外取締役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
第5章 監査役及び監査役会 (新 設)	<p><u>第5章 監査役及び監査役会 (監査役および監査役会の設置)</u></p> <p><u>第30条 当会社は監査役および監査役会を置く。</u></p>
(員数) 第25条 当会社の監査役は、4名以内とする。 (選任) 第26条 当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。	<p><u>(員数)</u></p> <p><u>第31条 (現行どおり)</u></p> <p><u>(選任)</u></p> <p><u>第32条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>② 監査役の選任を行ふことができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
(任期) 第27条 当会社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定期株主総会の終結の時までとする。	<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第33条 当会社の監査役の任期は、就任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 棚欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 当会社は、監査役の<u>互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集者及び議長)</p> <p>第29条 当会社の監査役会は、あらかじめ招集者を定めることができる。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。</p> <p>② 監査役会の議長は、前項の招集者がこれに当る。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第31条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、監査役の過半数をもって決する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第33条 当会社の監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議<u>をもって定める。</u></p>	<p>② (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 当会社の<u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集者及び議長)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議<u>によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第40条 当会社は、取締役会の決議によつて、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第41条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
(新 設)	<p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p>
(新 設)	<p><u>第42条 当会社は会計監査人を置く。</u></p> <p><u>(会計監査人の選任)</u></p>
(新 設)	<p><u>第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p>
(新 設)	<p><u>第44条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p>
(新 設)	<p><u>第45条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(会計監査人の責任免除) 第46条 当会社は、会計監査人との間で、 <u>会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第6章 計 算 (営業年度及び決算期)	第7章 計 算 (事業年度)
第34条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。	第47条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(利益配当金)	(剩余金の配当)
第35条 当会社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払うものとする。	第48条 当会社の剩余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に支払うものとする。
(中間配当)	(中間配当)
第36条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という。）をすることができる。	第49条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剩余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。
(除斥期間)	(除斥期間)
第37条 当会社の利益配当金またはその他諸交付金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。	第50条 当会社の剩余金の配当および中間配当が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。 ② 未払の剩余金の配当および中間配当には利息をつけない。
(新 設)	

以 上